

表

身 分 証 明 書	
第 号	所属局部課名 職名及び氏名 生 年 月 日
上記の者は、積立式宅地建物販売業法第51条第1項の規定により立入検査を することができる者であることを証する。	
交付年月日 有 効 期 間	
国土交通大臣 知事	
(印)	

裏

積立式宅地建物販売業法抜すい
第51条 国土交通大臣は積立式宅地建物販売業を営むすべての者に対して、都 道府県知事は当該都道府県の区域内の積立式宅地建物販売業を営む者に対し て、この法律の施行に必要な限度においてその職員に、事務所その他その業 務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他その業務に関係のある物件を 検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係人の請求があつたときは、これを掲示しなければならない。